

# いしかわ男女共同参画プラン2021（案）の概要

## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

本県は、これまで「石川県男女共同参画推進条例」や「いしかわ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会を形成するための諸施策を推進してきた。

現行プランの計画期間の満了を迎えるにあたり、本県の女性の就業率は全国トップクラスであるものの、方針の立案・決定過程への女性の参画が十分とはいえないこと、男女の地位が社会全体で平等であると感じている人は依然として少なく、男女間の意識にも差があること、長時間労働等により仕事と家事・育児・介護等の両立が難しいこと、DVや性暴力への対策の必要性の高まりなど、さまざまな分野において課題が残されていることから、新たな計画を策定するものである。

策定にあたっては、性別にとらわれることなく、すべての人が個性と能力を十分に発揮できるように「男女が共に活躍できる石川へー3つのC（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現ー」をめざすべき社会として掲げ、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発、女性等に対する暴力の根絶など、一層の施策の推進に取り組むこととしている。

### 2 計画の性格と役割

男女共同参画社会基本法に基づく都道府県計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画

### 3 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会情勢の変化

- ・ 少子高齢化の進行と労働力人口の減少
- ・ 雇用環境の変化
- ・ 女性の就業率の向上
- ・ 女性等に対する暴力根絶の取組の必要性の高まり

### 2 世界、国、県の動き

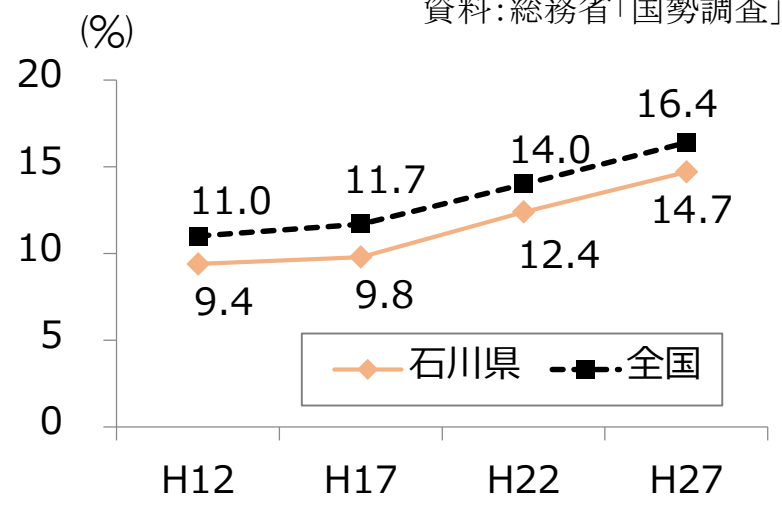
- ・ 平成27年 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択  
→ 誰一人取り残さない社会の実現のための17の持続可能な開発目標(SDGs)
- ・ 平成30年 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定
- ・ 令和2年 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を関係府省会議決定  
→ 令和2～4年度までを性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として取組を強化
- 2年 国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合
- 2年 「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定

### 3 これまでの取組の評価

平成22年度に全国で初めて、すべての市町において地域における男女共同参画の枠組みとなる男女共同参画計画や条例が整備されたほか、国勢調査において女性就業率が全国トップクラスとなるなど成果がみられる。

一方、方針の立案・決定過程への女性の参画が十分でないなどの課題が残っており、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中、女性がさらに社会に進出し、その能力を十分に発揮できる環境整備が引き続き必要である。

(参考) 管理職に占める女性の割合  
資料: 総務省「国勢調査」



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

石川県男女共同参画推進条例第3条に掲げる次の6つの基本理念に則り、男女共同参画を推進する。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の動向の勘案

### 2 石川がめざす男女共同参画社会

「男女が共に活躍できる石川へー3つのCの実現ー」

3つのC：意識のチェンジ(Change)、あらゆる分野へのチャレンジ(Challenge)、あらゆる場面で活躍するチャンス(Chance)の拡大

### 3 基本的視点

- (1) 社会のあらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進
- (2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の推進
- (3) 人権が尊重される社会の形成
- (4) 男女共同参画の理解促進

## 第4章 基本目標と推進方策

男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標と10の課題を掲げ、施策を総合的に展開（別添1）

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

- あらゆる分野における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大、女性がチャレンジできる社会づくりのための啓発・支援
- 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するための企業の自主的な取組の促進、多様な生き方、働き方を可能にするための支援や就業環境の整備
- 地域における男女共同参画を推進するための意識啓発、地域活動への男女の参画促進

### 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- DVや性暴力などの暴力を許さない意識を社会全体で醸成するとともに、その根絶に向けた取組や被害者への支援を充実
- さまざまな生活上の困難を抱える家庭への支援、生涯を通じた女性の健康の支援

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

- 対象や年代などに応じたわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発の推進、学校・家庭・地域などあらゆる場での男女共同参画教育・学習の推進
- 国際動向の情報収集や国の取組状況の把握、国際交流の充実

## 第5章 計画の総合的な推進

「石川県男女共同参画審議会」など県における推進体制を充実させるとともに、国、市町、関係機関、民間団体、企業等と連携し、総合的に計画を推進する。

また、毎年、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について公表する。

基本  
目標

課 題

施策の方向

I あらゆる分野における  
女性の活躍推進

1 方針の立案・決定過程  
への女性の参画の拡大

- (1)行政分野における女性の参画の拡大 ※
- (2)企業・団体等における女性の参画の促進 ※
- (3)地域における女性の参画の促進 ※
- (4)女性がチャレンジできる社会づくり ※
- (5)女性の意見を反映させる機会の拡大

2 雇用の分野における  
男女の均等な機会と  
待遇の確保

- (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ※
- (2)働く女性の妊娠・出産に関わる保護 ※
- (3)職場における各種ハラスメント等の防止 ※

3 男女の仕事と生活の  
調和(ワークライフバ  
ランス)等の実現

- (1)仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進 ※
- (2)労働環境の整備 ※
- (3)女性の再就職や職業能力発揮に対する支援の充実 ※
- (4)多様な生き方、多様な働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備※

4 地域における男女共同  
参画の推進

- (1)男女共同参画の推進員及び応援団の活動の促進
- (2)活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立 ※
- (3)地域活動等における男女共同参画の促進

II 安全・安心な暮らしの実現

5 女性等に対する  
あらゆる暴力の根絶

- (1)女性等に対するあらゆる暴力への対策の推進
- (2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- (3)性犯罪・性暴力への対策の推進及び被害者支援

6 人々が安心して  
暮らせる環境の整備

- (1)生活困難を抱える子育て家庭への支援
- (2)高齢者の自立した生活に対する支援
- (3)障害のある人の自立支援と生活環境の整備
- (4)外国人が共生できる生活環境の整備
- (5)すべての人に配慮した社会づくりの推進
- (6)災害対策における男女共同参画の推進

7 生涯を通じた女性の  
健康支援

- (1)女性の健康づくりの支援
- (2)妊娠・出産等に関する女性の健康支援
- (3)女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進
- (4)女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に  
向けた意識改革と体制の充実

8 あらゆる人々に対する  
男女共同参画の理解  
促進

- (1)わかりやすい男女共同参画の広報・啓発活動の推進 ※
- (2)男性や若い世代の男女共同参画の理解促進 ※
- (3)学校における男女平等教育の推進
- (4)家庭における男女共同参画教育の推進
- (5)地域における男女共同参画学習・教育の推進

9 男女共同参画の視点  
に立った各種制度等  
の充実

- (1)男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実
- (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 ※

10 多様な文化の尊重  
及び理解の促進

- (1)国際社会の情報収集・提供
- (2)国際交流・協力の推進